

高槻市立保育所等における午睡用寝具リース業務に係る事業者募集要項

1 目的

午睡用寝具リース業務の導入により、就労と子育てを両立している保護者の利便性の向上及び負担軽減に寄与することを目的とし、高槻市立保育所、認定こども園及び就労支援型預かり保育を実施する幼稚園（以下「市立保育所等」という。）の午睡用寝具リース業務を行う事業者を募集するもの。

2 業務の概要

- (1) 市立保育所等の0歳児から5歳児を対象とし、保護者の希望に応じて午睡用寝具リース業務を提供すること。
- (2) 業務の提供にあたっては、入所児童の安全・衛生に留意するとともに、寝具の交換・搬入時等には、児童の保育環境への影響が最小限となるよう配慮すること。
- (3) 業務の提供にあたっては、市立保育所等に入所する児童の保護者が利用を希望し、提供事業者に対し申込みを行った場合、その対価として保護者が利用料金を支払うもの。なお、サービス利用の有無は、保護者の任意とする。詳細は別紙「仕様書」のとおり。

3 実施期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

項 目	時 期（いずれも令和8年）
公募開始	9月28日（月）
参加表明書等の提出期限	10月7日（水）17時15分まで
質問の提出期限	10月7日（水）17時15分まで
応募資格審査結果の通知	10月16日（金）まで
質問に対する回答	10月16日（金）まで
企画提案書等の提出期限	10月28日（水）17時15分まで
ヒアリングの実施通知	11月2日（月）

ヒアリングの実施	11月13日（金）予定
業務実施事業者の決定	11月20日（金）頃
契約の締結	11月末頃を予定

5 応募資格

次の要件を全て満たしている法人であること。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- （２）高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- （３）公租課税を完納していること。
- （４）高槻市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

6 応募方法

本プロポーザルへ応募する者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

（１）必要書類

- ① 参加表明書（様式１）
- ② 業務実績届（様式２）
- ③ 「その他必要書類一覧表」に示す書類

※高槻市財務規則（平成７年高槻市規則第１３号）第１０７条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている場合は、③は不要

その他必要書類一覧表

NO.	書類名	複写	備考
1	商業登記事項証明書	可	発行後３か月以内のもの
2	納税証明書 （国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３）	可	発行後３か月以内のもの

3	印鑑証明書	可	拡大・縮小コピーは不可
4	暴力団排除に関する誓約書（様式4）	不可	

(2) 提出期限

令和8年10月7日（水） 17時15分まで

(3) 提出場所

高槻市子ども未来部 保育幼稚園総務課 総務チーム
〒569-0069 大阪府高槻市八丁畷町12番5号
電 話：072-648-3273

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式3）に記入し、下記の提出期限までに電子メールで保育幼稚園総務課まで送信すること。

(2) 提出期限

令和8年10月7日（水） 17時15分まで

(3) 提出先

高槻市子ども未来部保育幼稚園総務課
メール：hoikus-propo@city.takatsuki.osaka.jp
令和8年10月16日（金）までにホームページで回答予定

8 応募資格審査手続

(1) 審査

提出された応募資格に関する書類を審査する。

(2) 審査結果の発表

令和8年10月16日（金）までに、審査結果（応募資格の適否）を応募者にメールで通知する。

9 企画提案書の提出

以下のとおり企画提案書を作成し、所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

(1) 企画提案書の構成、書式等 ※提出された書類は返却しない

- ① 原則として全てA4判の用紙を用い（A3判のA4サイズ折は可とするが、極力少なくすること。）、通し番号（ページ数）を付すこ

と。

- ② 枚数は20頁以内とする。（表紙・目次は頁数に含まない。）
- ③ 提案者名を匿名として審査するため、正本の表紙以外は提案者名を記載しないものとする。
- ④ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本10部とする。
- ⑤ 作成にあたり、下記の事項を必ず記載すること。

ア 保護者が負担する利用料金の見積額

※下記の形態の見積額を記載すること。ただし、Cについては三箇牧認定こども園のみの対応とする。

- A 敷布団及び掛布団（夏季はタオルケットとする。それぞれのシーツまたはカバー交換を含む。）
- B 敷布団のみ（シーツまたはカバー交換を含む。）
- C 掛布団及びコット用シーツ（夏季はタオルケットとする。それぞれのシーツ及びカバー交換を含む。）

イ 保護者との契約・解約方法、選択できる支払方法

ウ 使用する寝具の材質、大きさ等の仕様

エ 保育者の負担軽減策

オ 導入までのスケジュール

カ 独自のノウハウ

（2）提供予定の寝具の見本

提供予定の寝具の見本一式を、企画提案書にあわせて提出すること。

なお、寝具の見本については、ヒアリング終了後に返却する。

10 ヒアリングの実施

提出された企画提案書に基づいて、選定委員会によるヒアリングを下記のとおり実施する。

（1）ヒアリング対象者

- ① 提案者の提出書類から資格要件を判定し、適格者をヒアリング対象者とする。
- ② 提案者が多数の場合は、「1.1 審査基準の1 業務実績及び2 利用料金」を基準により事前審査を行い、最大4者をヒアリング対象者として選定する。
- ③ 提案者が1者の場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施する。
- ④ 選定委員会における評価点が満点の6割未満の場合は非選定とする。

(2) 実施通知

- ① 令和8年11月2日(月)に企画提案書の提出者全員に、メールでヒアリング実施または非実施を通知する。
- ② ヒアリングの時間、場所等の詳細は、ヒアリング実施通知に合わせて通知する。

(3) ヒアリング日程

令和8年11月13日(金) 予定

(4) ヒアリング方法

ヒアリングについては、提案者が選定委員に提案説明を行った後、質疑応答に入る。なお、提案説明は、企画提案書を使用して行うこと。

1.1 審査基準

NO.	評価項目	着眼点	配点
1	業務実績	・同種業務の履行実績は、本業務を履行できると信頼するに足りるものか。	10点
2	利用料金	・見積金額はより低いものか。 ・仕様が満たされているか。	20点
3	保護者の負担軽減	・申込や料金の支払い、解約の手続きの内容や方法は、保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。	10点
4	寝具の性能、衛生管理	・寝具の性能は子どもの健康や育ちにとって適切なものか。 ・寝具の衛生管理は適切か。	20点
5	保育者の負担軽減	・寝具の使用者の識別は容易か。 ・寝具の使用において保育者の負担が少ない設計か。	20点
6	準備作業スケジュール	・スケジュールが具体的に設定されているか。	10点
7	独自のノウハウや提案	・仕様書にない独自のノウハウや提案がなされているか。	10点
	合計		100点

1 2 選定結果

審査結果の通知は、以下のとおり行う。

(1) 通知予定日

令和8年11月20日（金）頃

(2) 通知方法

提案者全員に対して文書で通知する。

1 3 その他留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は行わない。

(3) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため高槻市情報公開条例に基づき公表する場合がある。

〈問い合わせ及び提出先〉

〒569-0096 高槻市八丁畷町12-5 高槻子ども未来館2階

高槻市子ども未来部保育幼稚園総務課 総務チーム

電 話：072-648-3273

メール：hoikus-propo@city.takatsuki.osaka.jp